

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(職員) 第24条 2 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項 <u>第3号</u> のいずれにも該当しない者	(職員) 第24条 2 (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項 <u>第4号</u> のいずれにも該当しない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。